

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 六 第

卷二十二第

行發日一月六年五十正大

論 叢

資本利子税の缺點

法學博士 神戸 正雄

海運同盟の排他的手段に對する

北米合衆國の政策 教授 小島昌太郎

岡山藩の税制

教授 黒 正 巖

新經濟政策とロシア勞働立法

教授 末 川 博

チャアルス・ホールの政策論

教授 堀 經 夫

時 論

英國の總同盟罷業

法學博士 河田 嗣 郎

說 苑

長野縣下に於ける地割の慣行

經濟學博士 本庄榮治郎

雜 錄

世事蘆藹觀

法學博士 財部 靜 治

獨逸に於ける宗教統計

經濟學士 中川與之助

法 令

營業收益税法・資本利子税法・相続税法中改正

附 錄

本誌第二十二卷總目錄

新經濟政策とロシア勞働立法

——ソヴィエト・ロシアの勞働法、中——

末 川 博

一 軍事共產主義から國家資本主義としての新經濟政策への轉換 二 『新經濟政策の原則を實現するについての訓令』
と新經濟政策の下に於ける經濟組織形態 三 『勞働賃率問題に關する基本的規定』 四 勞働義務の弛廢 五 職業
紹介、勞働協約、社會保險、同盟罷工權、爭議調停などに關する立法の概観

一 ロシアに於ける一九一七年の秋から一九二一年の春までの三年有餘は、無産階級が遮二無二其の權力を内外に向つて確立しやうとした闘争の時期である。だから其の間に行はれた所謂『軍事共產主義』は直に新しい社會を建設する爲めの努力であつたと觀らるべきではなくて、寧ろ從來のあらゆる組織や制度を變革して無産階級の政權を確立し、無産階級國家の存立を主張する爲めに、戰はれた戰の形式であると觀らるべきであらう。勝つか負けるかの戰は、理性的に必要なであると評價される程度に於て之を止めることは何れの場合にも至難である。勝つた後から顧れば、『^{オーバーシュ}遣り過ぎた』と考へられる状態まで進むのが、時の勢であり、戰の常ではあるまいか。そこ

に闘争に伴ふ『已むを得ない災害』がある。ロシアに於ける軍事共產主義にも亦此の無理な『遣り過ぎ』と『已むを得ない災害』とが多分に随伴して居たこと、思はれる。^(一)落付いてみれば其れ等のものは矯正されまた除去されねばならぬであらう。其の矯正や除去が一派の論者の説くやうに共產主義の『退却』であり『資本主義への降服乃至逆轉』であるを觀らるべきか否かは、單なる言葉の上の争にすぎぬと思はれるが、とにかく闘争の爲めの戰時的の狀態が建設の爲めの平時の狀態にいつたときには、そこに新なる陣容が形成されることが必要であつた。レーニンによつて『國家資本主義』と呼ばれた『新經濟政策』^{ナツプ}は、即ち平時の狀態に落付いたソヴィエト・ロシアが立て直したところの新なる陣容にはかならないと觀られる。しかしこゝに新經濟政策について論議するのは私の分ではない。^(二)私はたゞ其れが労働立法の上にいかに影響して居るかを觀る爲めに、若干の紹介を——主に法律的の資料を通して——試みるにすぎない。^(三)

一二 ラナナは嘗て社會主義の理論が現實化される爲めには凡そ三の課程が必要であるといつて、『第一の課程は經濟をして、より收益(能力)あらしめることに』、『第二の課程は正當なる財産分配、無産階級的狀態の除去及び新なる社會の創設に』、『第三の課程は労働の神聖化と労働の奨励とに』關することを擧げたといふことであるが、^(四)ボルシェヴィズムは革命の當初此の第一の課程を踐むだけの餘裕をもたないで直ちに第二の課程を採つて、財産分配の規正乃至社會階級打破

(一) レーニンも『軍事共產主義は戦争と荒廢との爲めに吾々が餘儀なくされたものであつて、プロレタリアの經濟的任務に相當した政策でもない、またあり得ないものであつた。それは一時的の手段である。』と説いて居る——山川均氏、新經濟政策(レーニン著作集第一卷) 30頁参照

(二) 新經濟政策については我國に於て既に色々の方面からの紹介と研究とがあり、大正十二年頃の改造其後のマルクス主義などに現はれた諸論文があり、また最近田村謙太郎氏『勞農聯盟の西亞の新經濟政策』、山川均氏等のレーニン著作集第一卷『新經濟政策』などのまとまつたものが出版されて居る。

の問題を徹底的に解決することを以て其の唯一の任務となし、之に附隨して前稿に紹介したやうな強制的の方法で勞働の奨励を試みたのである。しかし建設期にはいつてからのボルシェヴィズムは、其れ自身の存立の爲めに、ラテナウの所謂第一課程を踐まざるを得ないことゝなつた。而て經濟をしてより收益(能力)あらしめる爲めには内外諸種の事情の爲めに——よし其の根本理念こそ懸絶したりとするも——とにかく形態の上に於て或點までの資本主義的の組織との妥協^{コンプライズ}を除儀なくせしめられたから、新にソヴィエト・ロシアに於て樹立された經濟政策は『國家』といふ冠首を附した『資本主義』として現はれたのであると思はれる。^(五)此の國家資本主義は、トロツキーの言を以てすれば『資本主義が經濟の調整の爲めに作つてゐたところの方法及び施設の應用として、總ての勞働者國家が資本主義から社會主義への道程に於て多かれ少かれ或程度まで踐まざるを得ない階梯である。換言すれば、新なる勞働者統治(政府)は(中略)總ての資本主義的經濟機關(取引所、銀行、トラスト、シンヂケート)を復活せしめて、其れを政治的に支配し、(中略)經濟の改造を貫徹する爲めに、其の創造的の力を利用するのである。』と觀られ得るであらう。ともあれ、新經濟政策が勞働問題についてどういふ解決を與へやうとしたかは、次項に紹介する『勞賃率問題に關する基本的規定』^(一九二二年九月一六日)によつて之を窺ふことができるのであるが、一般的に此の政策がいかにして實現されやうとしたかを知る爲めの法律的の資料としては、先づ一九二

- (三) 本文に紹介するところは主として Semjon Zagorsky, Staatskapitalismus (Theorie und Praxis)——Archiv für Rechts und Wirtschaftsphilosophie XIX S. 104 ff.; Hellmuth Wolff, Räte-system und Rätewirtschaft——ibid S. 135 ff. 及び前掲の Die neue Sowjetgesetzgebung に收められて居る法令から摘記したものである。
- (四) Walther Rathenau, Autonome Wirtschaft, Jena 1919 S. 5.

一年八月一日の *Pavada* 紙によつて公表されたといふ『新經濟政策の原則を實現するについて』の人民委員評議會の訓令』を擧げねばならぬ。

此訓令は全部で十五項から成つて居るのであるが、先づ一般經濟狀態が非常に悲境に陥つたことを告げて、『此の狀況から離脱する爲めに（共產）黨の機關及びソヴェートの機關は勞働組合と協力して斷然たる處置を執らねばならぬ』（第二項）。『經濟政策と國家工業組織との新なるコースに於ては、生産管理の組織、勞働組織等に關する問題を解決する爲めに、勞働組合従つて勞働者自體をより決定的に誘致することが必要である。』廣く大衆を教育するといふ方面に於けると同じやうに、經濟的合目的性及び收益増加の原則に基いて、生産及び勞働の組織を完成するといふ方面に於ても、勞働組合の事業は、大産業の復興と促進とに關して、經濟政策の新なるコースと合致することを要する。——賃率及び勞働者給養に關する政策に於ては、勞働組合は勞働者をしてできるだけ廣い範圍に亘つて直接之に干與せしめる（利害關係をもたしめる）といふ方針を執らねばならぬ』（第三項）といつて、勞働組合の機能の擴大と勞働者のイニシアティブの挑發とを高調して居るのである。

次に『吾々の執つた今までの經濟政策は次のやうな點に於て特徴づけられて居る。(インヴェ

(五)『國家資本主義』といふ言葉はレーニンによつてソヴエトロシアの新經濟政策を呼ぶ爲めに與へられたのであるけれども、其の意味はレーニン自身も明確に示して居ないといふことである。従つて共產主義理論家の間にも異論があつて此の言葉は寧ろ排した方がよいといふ見解も少なくないといふ。

わたのであるが、國家によつて爲される生産原料品や食料品の補給は長い間思ふやうに行かなかつた。――そして其の直接の結果は國家の掌握した手段を合理的且つ經濟的に利用することの不可能なるを示し、更に其の手段の潰裂を招いたのである。(ロ)企業管理は各種のインスチテュートの間に分割されて、企業の生産能力と直接に結びついてゐなかつた。そして多頭政治(管理)と無責任とが其の結果として招來されたのにすぎぬ。(ハ)斯かる管理方法及び現在の勞賃制度に於ては、生産に参加する者は、勞働の結果と生産方法の改善とについて、何等の利害も興味も有してゐない、また有することもできぬのである。(ニ)三年間の戰時狀態と甚しい國土の荒廢との爲めに、國民經濟のあらゆる部門を總括して統一すべき秩序ある經濟方策を確立して實施することは不可能であつた。』(第三項)と説いて、軍事共產主義が齎した經濟的の『已むを得ない災害』が極度に達したことを指摘して居る。

次には新經濟政策樹立の必要に言及して、『國民經濟が此の上なほも沈み行くのを防止する爲めには、次のやうな原則に従つての改革が必要である。(イ)最高人民經濟委員會及び其の地方的機關によつて代表せられる國家は、國家の立場から觀て重要でありまた給付能力あるところの個々の生産部門及び大企業並に相互に依繋すべき(補助しあふべき)企業を、國家の直接なる管理の下に統一する。(ロ)これ等の企業は精密なる經濟的の計算方法に従つて(收益あるやうに)作り上げられねばなら

ぬ。(ハ)……………(ニ)あらゆる種類の勞働者給養——特別被服を除いて——は(集合支拂によつて)勞賃の内に包括せしめられ、而も勞働者が生産(參加)についての利害關係を痛切に感じ生産力増進の爲めにイニシアテイヴを發揮するやうに、勞働者に保障が與へられねばならぬ。——給養品は個々の勞働者及び其の集團の間に生産の結果に應じて配給されることもできる(請負勞働者、出來高勞働者等)。(ホ)……………『第四項』といつて、新經濟政策の下に於ては企業がいかなるプリンシプルによつて經營されねばならぬかを示してゐる。

右の第四項は國家的に經營さるべき企業に關してゐるのであるが、『之に屬してゐない企業は、貸貸に關する命令……………の定むる所に從つて會社、組合其の他の團體又は私人に貸貸さるべきである。……………此の種の企業は、また利益をあげる爲めに試験的に特別なる契約によつて、個々のソヴィエト機關に移管されることもできる(第五項)。貸貸されず而も國家及び國家機關が其の經營を引受けない企業は閉鎖されねばならぬ。そしてそこに働いてゐた者は、國家及びソヴィエト經濟の爲めに營まるゝ企業に分配さるべきであるが、なほ其の爲めに失職した勞働者は國家の職業紹介及び勞働配布の官廳に於て登録され且つ國家から救護される』(第六項)。

以上は主として大規模の企業に關してゐるのであるが、さうでない企業に關しては、『家内工業及び小工業は國家的大工業及び農民經濟の爲めの補助であると觀らるべきであるから、家内勞働

者及び手工業者が其の生産を正當に發展せしめ其の勞働生産物を自由に處分し得るやうな狀況の發現を認容することが必要である。小工業及び家内工業の發展と組織とに於ては、小生産者の協同組合的結合の方法を確立し、また經濟技術的に合目的である場合には協同組合的に組織せられた家内工業を更に大工業企業と組合はすことも必要である。特に、大工業の需要に應じ又は國家の委託を受けて若くは消費組合の爲めに營まれるところの小工業及び家内工業の部門の爲めには、できるだけだけの擁護と奨励とが與へられることを要する『第七項』といつて、小生産者の保護を高調してゐる。

次には『全露中央勞働組合會議は、貸貸されたる企業、免許(利權の附與)されたる企業及び國家の管掌せざる企業に於ける勞働者の生活問題解決の爲めに、多數の委員會を作らねばならぬ。そして勞働組合と企業管理者との間に締結される勞働協約を以て此の問題解決の基礎とすることゝを要する』(第八項) 旨が說かれ、なほ食糧問題、ルーブル貨の騰貴及び固定を圖る政策、外國との貿易促進の政策などについての項目があり、更に新經濟政策を實施する爲めの組織特に其の機關及び機關の權限手續等に關して定めて居るのである。

此の訓令の指示するところによつて窺ふも明かなやうに、所謂軍事共產主義が破壞期に於ける鬭爭過程であると觀られ得るならば、國家資本主義は『現實の福利は總ての理想よりもより決定

的に働く』ところの建設期に於ける矯正過程であり、更に勞農國家を完成する爲めの努力である。と觀らるべきであらう。そしてそこには或意味に於ての資本主義との妥協があるけれども、既に國權は無産階級の掌中に歸して、國民經濟の全體系を統制する政治上及び法律上の主體は、從來の私經濟資本主義制度の下に於ける其れとは、全然別異のものとなつてゐるのであるから、たとひ其の名は國家資本主義を以て呼ばれるものであつても、其れが現はれる組織と形態とは自ら特異のものとならざるを得ない譯である。(六)

新經濟政策の下に於て、上述のやうな意味での資本主義との妥協によつて認められるに至つた經濟上の制度は、大體之を四種の形態に分つてみる事ができる。第一は、天然の富源の開發及びソヴェト政府が自ら經營し得ない企業爲めに、私人たる企業家——主として外國の資本家——に與へられる免許(利權附與)の制度であり、第二は、國有とせられた工業的企業、工場、森林、土地などを私人たる資本家的企業家に賃貸する制度であり、第三は、國家が資本家を商人として誘致して、國家の生産物の販賣と小生産者の生産物の購買とに對して一定の手數料を支拂ふ制度であり(株式會社の一種と觀らるべき「混合會社」なるものが此の制度に伴つて廣く認められるに至つた。混合會社に於ては國家が株主——株式資本の五一パーセント以上を有するのが原則である——として其利益を代表することとなつて居るのである)、第四は、集合的の資本主義的團體としての協同組合の制度である(協同組合的資本主義は國家資本

る資本家を中心として居ないからソヴェト秩序にとつて極めて有利なものである點に於て私經濟的資本主義と異り、其れが勞働階級に屬する生産力及び生産手段と結び付いて居る點に於て社會主義的企業形態に類して居るのである)。(七)

(六) 此の統制主體が異なる點に於てソヴェトロシアの國家資本主義は特徴を有する。從來私經濟資本主義の國家に於ては、無産階級の下に樹立せられ、之について書かれてゐない。山田氏新經濟政策43頁以下參照

れ等の制度の前提としては、いふまでもなく或程度までの私的取引と私的信用とが認容されてゐなければならぬ——従つて私法的法律關係が再び擡頭した^(八)のであるが、其れは畢竟「經濟をしてより收益(能力)あらしめる爲めに」、個人のイニシアティヴを發揮せしめ、經濟生活に於て個人が各自の能力を振ひ得る餘地を大ならしめやうとする意圖を有するものであるといはねばならぬであらう。

一三 斯くの如くして新經濟政策の下では、あらゆる方面に於て利潤を目的とする私人の活動の自由が、一定の限界のうちで認められることゝなつたのであつて、僱主と被僱者たる勞働者との關係も亦復活することゝなり、そこに個人のイニシアティヴを挑發し誘導するやうな方法やシステムも現はれて來たのである。そして其の爲めには幾多の法令の發布を見たのであるが、特に勞働立法についての指導的なものとしては、九二年九月一六日の人民委員評議會に於て採決された『勞働賃率問題に關する基本的規定』を挙げざるを得ない。いま其の重要な部分を譯出してみやう。

『新經濟政策は國民經濟の回復に向けられたる手段と處置との全システムを前提とするものである。總ての工業部門及び特別企業は生産、原料、生産品の價格等について最も精密なる登録を爲すことを要する。而て企業は無缺損の方針に従つて組織さるべきである(但し武器の製造のや

- (七) これ等新經濟政策の下にあらはれた諸形態については 山川氏等の新經濟政策に於て隨所に紹介せられて居る、特に35頁以下參照
- (八) 私法の再現については拙稿ソグディエトロシア民法の特色社會科學第二卷第二號(特に五頁以下)參照

うに經濟的效用の如何に拘らず國家經濟のシステムに於て缺くべからざるものと認められる企業は此の限りでない)。

『工業發展の基本的要素としては、先づ賃率制度が改められることを要する。而て賃率制度の基礎としては、賃率制度をできるだけ簡易ならしめること、國家的工業に従事する勞働者及び使用人の爲めの給養及び一般消費の基金を作ること、生産と關係なきもの及び社會的救護の性質を帯びたものを總て企業から遠ざけること、勞働者及び使用人と企業及び官廳との間の鞏固なる結合を作ることが本當の實際要件とせられる。育兒所、幼稚園、老廢者收容所などのやうな國家的救護施設はいかなる意味に於ても賃率と關係を有たしめてはならぬ。上述のやうな原則と制度との實施は、賃率と關聯して、企業の爲めに教養ある勞働者の自己動員を促すに役立つであらう。斯くして吾々のはもはや技師が馬丁の地位にあつたり臺所道具やストーブの修繕をしたりするのを見ず、また熟練職工が芋を洗つたり泥溝を浚へたりするのを見ないことゝなるであらう。

『本當の實際的原則から出發する賃率制度は生産の基本的エレメントたる勞働階級組織の要素である。

一 賃率の制定は「賃賃に於けるミニマムは勞働に於けるミニマムに等しい」といふ原則から出發しなければならぬ。賃賃の増加は恰も生産額の増大と勞働者が生産増加に關與する程度とに直

接に結び付けられて居るべきである。

二 勞賃の内には勞働者及び使用人に與へられる總ての形式の給付が算入されることを要する。即ち、(イ)現金支拂による賃銀、(ロ)住宅、暖房、照明、給水、(ハ)食料品の類、(ニ)被服、(ホ)理髮、入浴、觀劇等、(ヘ)汽車電車等の交通機關の利用、(ト)家族手當其の他家族に與へられる補給。――勞働者及び使用人に本當の實際收入と支出とを明晰且つ十分に一致せしめ得る可能性(機會)を與へ且つ生計を立てるには集約的勞働の必要なることを知らしめる爲めに、總ての種類の國家的給付(現物給付)は市場價格に従つて換算されることを要する。――勞賃は生産に於ける勞働者の參加(協力)と結び付けられ、且つ其の増加は専ら生産額の増加と比例しなければならぬ。

三 勞働者及び使用人と企業及び官廳との結合を密接且つ完全ならしめる爲めに、勞賃に屬するものは一切企業及び官廳によつて支給さるべきである。

四 勞賃計算のシステムは、生産と勞賃との間の連繋が勞働者及び使用人の各自に理解され易いやうに、簡單且つ明瞭でなければならぬ。而て此のシステムは、企業管理者及び官廳がインシアティヴと自治獨立との現はれを遲滞なく認知して、其れに應じて勞働者及び使用人を此の傾向に於て進暢するやうに鼓舞獎勵する機會を有する爲めに、彈力性を有し且つ自由でなければならぬ。

五 請負(出來高)勞働の評價は、大企業部門に於て得られたる經驗に従つて爲されることを要する。技巧的で複雑で而も勞働者に解り悪い制度は、一切斥けられることを要する。——勞働者自身に關係のない事由は解雇や減給の上に何等の影響を及ぼさないやうに、企業上の裝置、機械の消耗、原料の品質などは常に注意されて居なければならぬ。

六 色々の資格を有つた勞働者、使用人、中級技術的支配人及び高級支配人の爲めに賃率を定めるに當つては、平等にして公正なる評價の爲めにあらゆる考量が爲されることを要する。——各企業又は官廳に勤めて居る高級支配人及び熟練職工の給料は一定の企業に於ける勞働者及び使用人の總員の給料についての一定のプロセントを超へることを得ない。

七 經濟(收益)的たらしめるといふ政策に基いて合理的に事業を經營することは、企業及び官廳に於て仕事をする勞働者及び使用人の爲めに、給養、生活必需品及び金券の確固たる基金が國家によつて作られて居る場合にのみ可能である、而て此の場合には企業に従事して居る勞働者の數に應じて基金を支出することは避けられねばならぬ。即ち其の支出は勞働者の數によらないで専ら企業に於て生産される生産物の單位によることを要するのである。

八 此の基金は、上述の原則に従つて、大工業と國家に必要な企業及び官廳とに於て、勞働に對する支拂の保障たるべきである。國家に必要な企業及び官廳の基金については人民委員評

議會の命令が定める

（備考——何等かの事由によつて國家が企業に適當なる基金を正當なる時期に交付し得なかつた場合には、企業は最高人民經濟委員會及び全露中央勞働組合の決議に従つて自己の生産物の一部を以て勞働者の賃金の支拂の爲めの基金に充當し得る。地方的の意味を有する企業にして國家の一般的管理に服せざるもの及び原料、燃料其の他について國家の一般的補給を受けざるものは、州經濟聯合會及び縣經濟聯合會の承認を得て自己の生産物の一部を基金に充當する制）
度を設け得る。）

九 此の基金を勞賃支拂の事實上の保障たらしめて、勞働者及び使用人がループル（爲替相場）及び生産物の價格の變動の影響を受けない一定の最少限度の勞賃を受け得るやうにする爲めには、此の基金からする賃金支拂の額は市場の變動に應じて變更されねばならぬ。斯くの如くして變更される支拂金額は現物を以て勞働者及び使用人に支給されるものと共に、よし一時的の給養其の他の停止があつても勞働に對しては結局充分な勞賃が完全に保障せられて居るのであるといふ確信を與へる筈である。

一〇 上記のやうな原則が崩壊するのを避ける爲めには、當該の企業が収益能力を發揮し國家的の補給が改善されるのに伴れて、企業を徐々に此の保障されたる支拂の新なる條件に推移せしめ行くといふ方法が採られねばならぬ。此の推移の方法及び期間は最高人民經濟委員會、全露中央勞働組合評議會、給養人民委員會及び財政人民委員會の協議によつて決定される。

一一 一般國家基金からの保障せられた支拂のシステムにまで進んだ企業に於ては、其れまで行はれて居た方法で毎月自己の生産物を分けて現物基金の爲めに充てがふことは止めなければならぬ。

らぬ。年度末又は一年二回以内五月一日及び十一月七日に收支決算表を作成してみ、其の期間内に勞働が集約的に効果をあげて企業が國家に一定の收入を齎した場合には、割増給料を支拂ふことができる。(備考) 特別にすぐれた勞働の結果に對する増割は年度末でなく、
も企業管理部に委託せられて居る特別基金から支給せられ得る。

一二 新經濟政策の實施によつて職を失つた勞働者又は一時休業するに至つた企業に關係して居る勞働者は……特別なる規定に従つて國家の救護を受ける。』

一四 前稿で紹介したやうに、一般勞働義務を基礎とする勞働の軍隊化の試みは、極めて峻嚴なる強制手段によつて一九二〇年から翌二一年へかけての冬に其の絶頂に達したのであるが、新經濟政策の實施と共に其の試みは頓挫することゝなつた。即ち強制のエレメントは今や經濟生活のあらゆる範域に於て弱められるに至つたのであつて、勞働義務も亦其の影を薄うして來たことは既に述べたところによつても窺知され得るであらう。

一九二一年三月二四日には前稿に掲げた『勞働義務の爲めの(中央及び地方)委員會』を廢して勞働義務の實施——特に勞働者の調査及び分配——に關する事務は之を勞働人民委員會の機關に移す旨の命令が發せられ、次いで三月三〇日には勞働者組織體としての所謂勞働軍隊は或程度まで解散されて、軍事人民委員會の管掌から離れて勞働人民委員會の支配の下に置かれることゝなり、更に四月六日(更に四月二三日に勞働委員會の指令が發せられた)には勞働者及び使用人が其の勤めて居る企業を容易にか

へ得ることが認めらるゝに至つた。尤も此の間にあつても各級の學校教師が更めて五月九日の命令によつて動員せられたといふやうな例外も見出される。なほ前稿に述べた一九二〇年九月三日の命令によつて動員されて居た一八八六年乃至一八八八年生れの勞働者は四月二五日に復員せしめられた。七月一四日ソヴィエト執行委員會及び人民委員小會議は勞働義務の負擔を農民の爲めに輕減する旨を決議して、更に次に紹介する勞働税に關する命令（一二月）の要綱を指示した。

而て八月二四日に至つて勞働者の一般的復員が布告されたのである。

斯やうにして——こゝに掲げたはかになほ多數の命令が發せられて居るが要するに——軍事共產主義の下に展開されて來た強制勞働の制度は、いよゝゝ解弛されることゝなつたのである。そして最後に一九二一年一月二二日『勞働税 (de Arbeitsteuer, l'impôt) の基礎の上に立つた勞働義務の臨時實施に關する』命令が發布されて、事實上勞働者組織のプリンチプとしての勞働義務は終結を告げることゝなつたのである。

右の十一月二二日の命令に於ては爾後勞働義務は勞働税の形式に於てのみ課せらるべき旨が定められ、次いで十二月一四日の補充規定に於て一年間に六日の勞働日が各勞働義務者に課せらるべき旨が定められたのであるが、當初勞働税は農民（地方住民）についてののみ認められ、追つて都市住民にも及ばされるといふ豫定であつた。しかし一九二二年三月一日に至つて都市に於ける勞

働税は結局之を實施しないで、其の代りに特別なる地方的の金納税 (die Geldsteuer, l'impôt pécuniaire) を徴し得ることが定められた。なほ實際に於ては農民についても地方的官憲の決議により金納税を以て勞働税に代へ得ることが初から豫想されて居たのであるから、嚴格な意味に於ての勞働税は恐らくさう廣い範圍に亘つて實施されたのではあるまいと思はれる。而て遂に一九二三年五月一〇日の『農業經濟的統一税に關する』命令に於て殘留せるあらゆる勞働義務の形式を廢して、全然之を租税制度の内からも除いてしまふことゝなつたのである。(九)

要するに、軍事共產主義の下に於て前稿に述べたやうな徑路を経て遂に所謂勞働軍隊を組織するに至つた勞働義務の制度は、新經濟政策の樹立と共に漸次に弛緩されて、先づ右に紹介した勞働税に關する命令によつて本質的に緩和され、次いで農業經濟的統一税に關する命令によつて完全に廢止されることゝなつたのである。而て此の間に於て一九二二年一〇月の末に次稿に紹介する勞働法が制定されることゝなつたのであるが、同法に於ては勞働義務は極めて例外的の場合についてのみ認められて居るのであつて、原則としては自由——尤も社會的の立場からする掣肘は廣い範圍に亘つて認められて居るのであるが——なる合意即ち勞働契約によつて勞働關係が形成せらるべきことが認めらるゝに至つたのである。

一五 前項に於ては、主として新經濟政策の下で、勞働義務に關する立法がいかに移したか

(九) こゝに掲げた色々の命令の口附は獨書(例へば Schwarz, Die Arbeitspflicht in Russland) と佛書(例へば Bach, Le droit et les institutions de la Russie soviétique) との傳へるところが必ずしも一致して居ないが、こゝには大體獨書によることゝして置いた。

を觀たのであるが、なほ少く他の方面の勞働立法について紹介してみやう。

勞働者の配布については原則として國家が獨占的地位を有して居たのであつて、一九二二年三月三日の命令によれば、公私を問はず總ての工業的又は商業的の企業は、ソヴェエト勞働市場課の仲介を経なければ、勞働者及び使用人を儲ひ入れることはできない旨が定められて居る。しかし勞働市場課によつて紹介された勞働者が儲主の要求するやうな資格を備へて居ない場合には、儲主は之を儲ふべき義務を負ふて居るのではない。そして同年九月一日の命令は、勞働市場課が爲した就職の周旋は、儲主被儲者の雙方に對して無料なるべき旨を明かにして居る。なほ三月三日の命令に於ては、勞働者の解雇は勞働法の定むる所に從つて即ち二週間前に解約の申入を爲し、又は勞働協約の條款に從つて爲されねばならぬと規定されて居る。

勞働協約についていへば、私的の企業に伴つて儲主と被儲者との間の私的關係が復活すると共に勞働協約も亦復活して來たのである。而て一九二二年八月二三日には『勞働協約に關する人民委員評議會の命令』が發せられたのであるが、其の第一條は勞働協約の定義を與へて『勞働協約は勞働組合と儲主との間の自由なる（自由意思に出づる）協定であつて、將來の個別的なる勞働契約の内容は之に從つて定められる』と規定し、第二條以下には『勞働協約の條款は、協約當事者たる勞働組合の組合員たるものと否とを問はず、當該儲主の企業に従事する全員に適用される』（第二）、『各個の企業に於ける勞働協約の有効期間は……一年を超へることを得ない』（第五）、『法令に定められて居る條件に比べて勞働者の地位を惡くするところの協約の條款は無効である』（第六）などといふ規定

があり、更に協約締結の手續上の規定が設けられてゐる。

社會保險は先づ儲主——國家ではない——の負擔に於て復活せしめられ、勞働人民委員會は其の組織を制定することゝなつた。而て一九二一年一〇月三〇日の失業保險に關する命令以下幾多の命令が發せられたのであるが、其の内でも重要なのは一九二一年一月一五日の『賃金勞働者の社會保險に關する』命令である。之によれば『一時的又は繼續的の勞働不能、失職及び死亡の場合の爲めに、國家的、協同組合的、公共的、貸貸(國家から)されたる、私的及び免許(利權の附與)を受けたる企業並に經濟施設に於て使用されて居る總ての者の社會保險が實施さるべき』旨が定められ(第一條)、次いで保險料は疾病保險については給料の百分の五乃至七、老癈保險については百分の六乃至十(一九二二年二月六日の命令によつて定められた)失職保險については百分の二・五(一九二二年一月二日の命令)といふ風に、且つ企業に於ける危險の程度に従つて、定められるに至つた。

一般的に勞働者保護の制度を設けることについては、一九二一年三月二四日の命令によつて勞働組合評議會に委託が爲されて居たのであるが、同評議會は夜間勞働の禁止や八時間勞働制の勵行に關する指令を出し、また私人たる儲主をして勞働組合に勞働者に關する届出を爲さしめることゝしたのである。而てこれ等の規則に違反した儲主は人民裁判所の裁判に附せられることゝなつて居るのであるが、裁判所はしばしば巨額の損害賠償を儲主に命じたといふことである。勞働者の保護に關する事務は、一九二二年四月一三日の命令によつて、勞働組合の管掌から離れて勞働人民委員會の管掌に移されることゝなつた。

前稿に紹介したやうに、軍事共產主義の下に於ては、同盟罷工は嚴格に取締られて居たのであるが、新經濟政策の樹立と共に同盟罷工權の問題は新に論議されることゝなつた。そして一九二二年一月一七日の共產黨中央委員會は、私人の企業に於ける勞働者の同盟罷工權を認め、なほ國家の企業に於ても其れがソヴィエトの政體レギュラに對する反逆でなくて、管理者等の官僚的ビロクラティックな職權濫用に對する運動である限りに於ては、勞働者の同盟罷工權が認めらるべき旨を決議し、次いで共產黨の第十一回大會（一九二二年三月）及び勞働組合の第五回大會（同年九月）は此の同盟罷工權を確認するに至つたのである。

企業に於ける僱主と被僱者との間の爭議の解決については、國家は原則として干渉しないことゝなつて居た。そして一九二二年一月一八日の命令は勞働人民委員會の中央及び地方の機關に隸屬する爭議解決の特別委員會の組織を定めたのである。しかし僱主が若し此の委員會の決定に服しないときには、事件は人民裁判に附せられることゝなつて居る。なほ一九二二年七月一八日の命令は勞資間の協調を期する爲めに、僱主側と被僱者側との同數の代表者及び議長たるべき勞働人民委員會の一委員から成立する調停部を設くべきことを定めて居るのであるが、此の調停部はたゞ當事者に協調を促し得るにとゞまつて、其の決定は當事者を拘束し得るものではない。

以上ざつと紹介したところは、新經濟政策の樹立後に於ける個別的の勞働立法の摘要であるが、これ等の諸規定を纏め且つ之に改修を加へて、一九二二年一〇月末の統一的勞働法典が出来あがつたのである。次稿に於ては該勞働法典の要點を紹介することゝしやう。